

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

～ 2009.5.18厚生労働省職業安定局長通達の一部改正～
 一般労働者派遣事業の許可基準見直し

経済情勢の悪化に伴い、派遣労働者について解雇や雇止めの問題が深刻化しているため、派遣元事業主による派遣労働者の適正な雇用管理が行われることや、その前提となる的確、安定的な事業運営の確保を図ることを目的として、一般労働者派遣事業の許可基準が厳しく見直されました。

要件	現 行	改 正 後
資産 (1事業所当たり)	○ 基準資産額 (資産－負債の額) 1,000万円 ○ 現金・預金額 800万円	➡ 2,000万円 ➡ 1,500万円
派遣元責任者	○ 雇用管理経験は次のいずれか ①雇用管理経験 3年以上 ②雇用管理経験(最低1年)+職業経験 5年以上 ③雇用管理経験(最低1年)+派遣労働者としての業務経験 3年以上 ○ 派遣元責任者講習の受講 5年以内	➡ 雇用管理経験 3年以上のみに限定 ➡ 3年以内
適用期日	平成21年9月30日までに新規の許可をとる場合は、 現行の要件を適用。	平成21年10月1日以降の 新規の許可。 平成22年4月1日以降の 既存許可の有効期間の 更新。

資料出所 厚生労働省HP <http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/h0518-1.html>

(注) 一般労働者派遣事業とは、常用雇用の労働者のみを派遣する特定労働者派遣事業と異なり、登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業を指しています。